

学校における薬物乱用防止教育の推進について

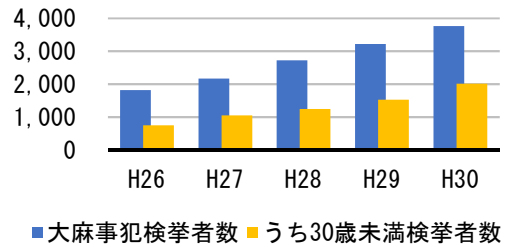
1 薬物乱用の現状

- 近年、若年層を中心に大麻事犯の検挙人員が急増しており、平成30年には未成年者及び20歳代の大麻事犯検挙人員が全体の約半数を占めるなど、青少年による薬物乱用が深刻な問題となっております。

(参考) 大麻事犯の検挙人員の推移 (人)

	H26	H27	H28	H29	H30
総数	1,813	2,167	2,722	3,218	3,762
うち少年	80	144	211	301	434
うち中学生	3	3	2	2	7
うち高校生	18	24	32	53	74
うち20歳代	665	905	1,026	1,218	1,573

※出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ



2 薬物乱用防止教育の充実について

(1) 薬物乱用防止教室の充実強化について

- 平成29年度における私立学校の薬物乱用防止教室の開催状況は、中学校 43.8% (公立 95.0%)、高等学校 58.9% (公立 97.4%) となっております。
- 近年の情勢を踏まえ、薬物乱用防止教育の一層の指導の徹底を図られるようお願いいたします。

(2) 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進について

- 大学生が大麻をはじめとする薬物に関する正しい知識や規範意識を身に付けられるよう、啓発パンフレットを毎年、作成・配布しています（令和元年度版については2月下旬配布予定。）。
- 入学時ガイダンスでの配布や、学生向けポータルサイトへの掲示、電子メールでの配信等、積極的な御活用をお願いいたします。

(参考URL)

大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレットについて
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1344688.htm



(参考) 第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月薬物乱用対策推進会議）（抜粋）

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

(薬物乱用防止教室の充実強化)

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。

(大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進)

- ・ 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発資料を作成・配布し、大学等に対し入学時のガイダンスにおける活用を促すなど、啓発・指導の充実を図る。